

道路後退した部分は市に寄附しましょう！

建築する際に、中心後退などにより道路後退した部分は、そのままでは所有者で管理することとなります。

しかし、市道・里道などの後退部分を市に寄附した場合は、舗装や維持管理は市が行うなど様々なメリットがあります！

災害時などでも安全・安心に通行できるよう後退部分を市に寄附しましょう！

寄付した場合のメリット

- ①後退部分の舗装や側溝整備などは**市の負担**で行います！
- ②後退部分の分筆や所有権移転登記なども**市の負担**で行います！
- ③今後も舗装の打ち替えや道路破損時の修理などの維持管理も**市が行います**！
- ④後退部分の**固定資産税が減免**※となります！

※固定資産税の減免については、寄附しなくても申請をすることで後退部分の減免を受けることが可能となります。

寄附しなかった場合は・・・

- 後退部分の維持管理は所有者にて行う必要があります。
- 後退部分で万が一事故など発生した場合は管理責任が生じるおそれがあります。
- 後退部分を所有していても後退部分には建築することはできません。

問い合わせ先

中心後退について	：	建築指導課	TEL096-328-2513
後退部分の寄附について：		北区土木センター	TEL096-245-5050
		東区土木センター	TEL096-367-4360
		中央区土木センター	TEL096-355-2936
		西区土木センター	TEL096-355-2937
		南区土木センター	TEL096-357-4154
固定資産税減免について：		固定資産税課	TEL096-328-2195